

仙台市水道局規程第四号

仙台市水道局職員の被服貸与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

仙台市水道局職員の被服貸与に関する規程の一部を改正する規程
 仙台市水道局職員の被服貸与に関する規程（昭和三十一年仙台市水道局規程第五十八号）の一部を次のように改正する。

| 現 行 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|---|---|--|---------------------------------|---|---|---|---|
| (貸与被服の種類等) 第三条 被服を貸与される職員並びに貸与する被服（以下「貸与品」という。）の品目、数量及び期間は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、色、地質、制式等については、別に定めあるものを除き、その都度定める。 2 [略] (貸与品の返納等) 第八条 貸与期間が満了したとき、 <u>または</u> 貸与期間中に退職、若しくは転任等により被服の貸与を受けないこととなるときは、直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。 一 業務上負傷し、 <u>または</u> 疾病にかかり退職したとき 二～四 [略] 2 [略] (賠償) 第十条 <u>着用者が、故意又は過失により貸与品を亡失し、又はき損し使用に堪えなくなるに至らしめたとき及び第八条第一項並びに前条第二項の規定に違反したときは、その原価に基づいて貸与残期間に相当する金額を賠償させるものとする。</u> | | | | | | (貸与被服の種類等) 第三条 [略] 2 [略] (貸与品の返納等) 第八条 貸与期間が満了したとき、 <u>又は</u> 貸与期間中に退職、転任等により被服の貸与を受けないこととなるときは、直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。 一 業務上負傷し、 <u>又は</u> 疾病にかかり退職したとき 二～四 [略] 2 [略] (賠償) 第十条 <u>着用者は、次に掲げる場合に該当したときは、貸与品の原価に基づいて貸与残期間に相当する金額を賠償しなければならない。</u> 一 <u>故意又は過失により貸与品を亡失し、又は毀損し使用に堪えないようにしたとき</u> 二 <u>第八条第一項又は前条第二項の規定に違反したとき</u> | | | | | |
| 別表第一（第三条関係） | | | | | | 別表第一（第三条関係） | | | | | |
| 項 | 被服を貸与される職員 | 品目 | 数量 | 期間 | 備考 | 項 | 被服を貸与される職員 | 品目 | 数量 | 期間 | 備考 |
| 1 | [略] | [略] | [略] | [略] | | 1 | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| 2 | 災害対策の総括業務又は技術研修業務に従事する職員 | 夏作業帽 作業帽 夏作業上衣 作業服 防寒衣 雨衣 保安帽 安全革半長靴 ゴム長靴 | 1 1 2 2 1 1 1 1 1 | — — 4年 4年 — — 5年 — 3年 | 夏作業帽、作業帽、防寒衣及び雨衣については、現に貸与を受けていない職員にのみ貸与する。現に貸与を受けていない職員については、夏作業上衣3枚、作業服上下2枚を貸与する。安全革半長靴については、安全短靴を選択することもできる。 | 2 | 災害対策の総括業務、技術研修業務又は水質検査業務に従事する職員 | 夏作業帽 作業帽 夏作業上衣 作業服 防寒衣 雨衣 保安帽 安全革半長靴 ゴム長靴 | 1 1 2 2 1 1 1 1 1 | — — 4年 4年 — — 5年 — 3年 | 夏作業帽、作業帽、防寒衣及び雨衣については、現に貸与を受けていない職員にのみ貸与する。現に貸与を受けていない職員については、夏作業上衣3枚、作業服上下2枚を貸与する。安全革半長靴については、安全短靴を選択することもできる。 |
| 3 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 3 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 4 | アセットマネジメント推進業務、計画業務、浄水管理業務又は | 夏作業帽 作業帽 夏作業上衣 作業服 防寒衣 | 1 1 2 2 1 | — — 4年 4年 — | 夏作業帽、作業帽、防寒衣及び雨衣については、現に貸与を受けていない職員にのみ | 4 | アセットマネジメント推進業務、計画業務又は浄水管理業 | 夏作業帽 作業帽 夏作業上衣 作業服 防寒衣 | 1 1 2 2 1 | — — 4年 4年 — | 夏作業帽、作業帽、防寒衣及び雨衣については、現に貸与を受けていない職員にのみ |

| | | | | | |
|-----|------------------------|-------------------|-------------|---------------|--|
| | は水質検査業務 に従事する職員 | 雨衣 保安帽 ゴム長靴 | 1 1 1 | — 5年 3年 | み貸与する。 現に貸与を受けていない職員については、夏作業上衣3枚、作業服上下2枚を貸与する。 |
| 5～9 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | 務に従事する職員 | 雨衣 保安帽 ゴム長靴 | 1 1 1 | — 5年 3年 | み貸与する。 現に貸与を受けていない職員については、夏作業上衣3枚、作業服上下2枚を貸与する。 |
| 5～9 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)